

概要版

第4次

東かがわ市人権教育・啓発に関する 基本計画

はーとふるプラン

2026(令和8)年度～2030(令和12)年度



ハートラ トラッピー
東かがわ市人権キャラクター

2026(令和8)年4月
東かがわ市

東かがわ市人権教育・啓発に関する基本計画策定の趣旨

本市では共に支え合い、人を育み、人を大切にするまちづくりをめざして2003(平成15)年12月に「人権尊重都市宣言」を行いました。

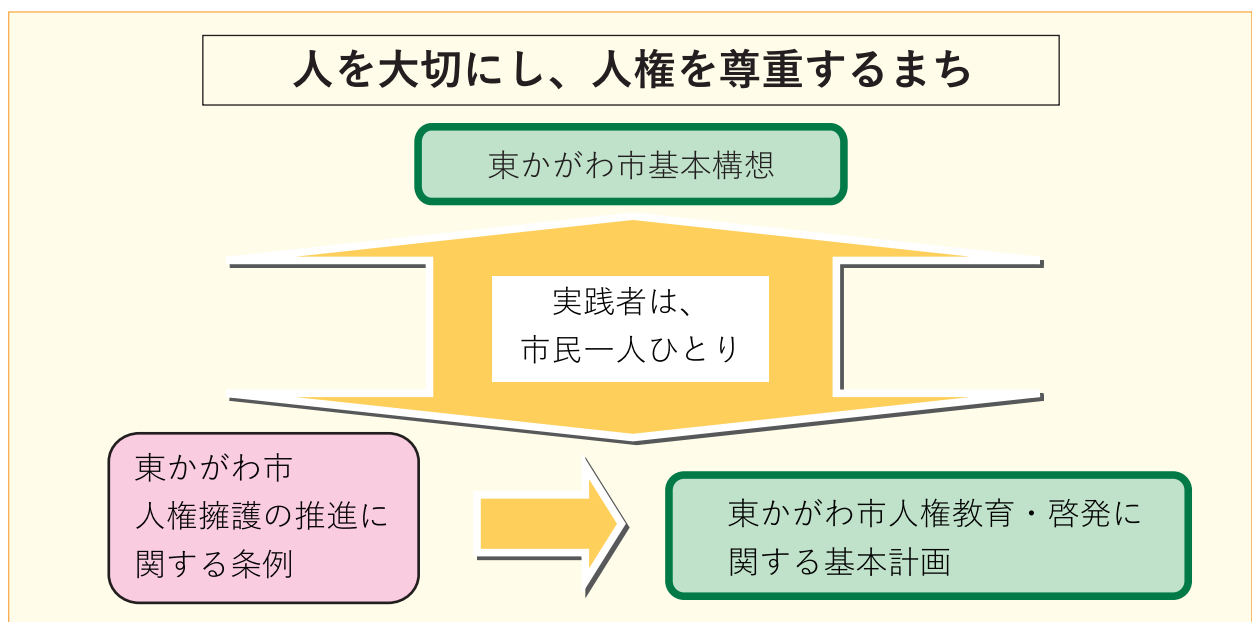
また、2017(平成29)年6月には、「東かがわ市人権擁護の推進に関する条例」を制定し、全ての人の人権が尊重される社会の実現をめざすため、全市を挙げて取り組むべき指針を定め、部落差別をはじめとするあらゆる差別を許さない取組を進めてきました。条例の目的である、全ての人の人権が尊重される、明るく平和な住み良いまちづくりの実現には、市民一人ひとりが人権に対する意識を高め、お互いの人権を尊重し合う地域社会を築いていく必要があります。

しかしながら、私たちのまわりには、今なお、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人などをめぐる人権問題のほか、近年の国際化、情報化、高齢化などの社会情勢の変化や価値観の多様化などによる新たな人権問題、なかでも、犯罪被害者などの人権問題やインターネットによる人権問題、性的指向などに係わる差別や偏見などさまざまな人権問題が社会的に問題視されるようになってきました。

このことは、人権尊重の理念やこれを実践する行動が、まだ十分に定着していないことなどが原因のひとつとして考えられ、国、地方公共団体は、人権教育・啓発に関する一層の取組が求められているところです。

ついては、より一層、本市の人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、「東かがわ市人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく施策の見直しを図り、人権尊重の精神を育み、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し合う共生社会の実現の早期実現をめざします。

なお、本計画のための期間を2026(令和8)年度から2030(令和12)年度までの5年間と期限を設けることにより、課題の達成度や満足度を的確に評価することで、必要に応じて迅速な見直しを行います。



人権教育・啓発の推進

人権教育

市民一人ひとりが、その発達段階に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、自ら人権問題を解決しようとする意欲と実践力を身に付けることができるよう、家庭、地域、学校、職場、その他のさまざまな場所や多様な機会をとおして行われる家庭教育、社会教育、学校教育、企業教育などの教育や学習活動を行っています。

人権啓発

市民一人ひとりが、人権尊重の理念に対する理解を深め、人権問題について正しい理解・認識を持ち、自らの態度・行動に現れるよう、家庭、地域、学校、職場、その他のさまざまな場所や多様な機会をとおして行われる広報その他の啓発活動（人権教育を除く）を行います。

今後も市民から幅広く理解と共感が得られるテーマや啓発の手法を工夫し、人権問題について自分事として受け止め、日常生活においても主体的に考え、行動ができるような啓発を進めます。

隣保館事業（人権センター大内交流館・引田交流館）

隣保館は同和問題解決の拠点施設であり、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての役割が求められています。

地域社会に密着した総合的な活動を展開し、これらの活動を通じて日常生活に根ざした人権啓発活動を展開していきます。

『啓発スタッフである市職員の取組』

人権に関する庁内検討会

あらゆる人権課題解決のため、市役所各部局の代表職員で構成された人権に関する検討委員による庁内検討会を定期的実施しています。人権推進課が実施する人権施策について共通認識を持つことを目的に組織し、各種計画の立案などの協議を行うことにより、市全体として統一した施策を展開することができます。

検討会では、人権課題についての情報提供・意見聴取、しあわせづくり研修会事業計画、人権教育・啓発に関する基本計画、その他市職員に関連した人権関係事項を主な協議事項としています。

人権にかかわる情報を担当課である人権推進課から発信し、全庁で共有していきます。

市職員のスキルアップ研修

市職員は人権侵害をしない、させないの両方の立場に立ち施策を進めていく必要があります。全職員が同和問題を中心としたさまざまな人権問題を正しく理解し、自分自身の課題として捉え、解決に向けて取り組むことができる研修を行います。

差別事象対応マニュアル

近年、インターネットなどによる差別的な書き込みやヘイトスピーチなど差別事象が多様化してきています。そこで、差別事象ごとに対応マニュアルを作成し、あらゆる差別事象に対応できるようにしています。

また、他市町の差別事象についても早急に周知し、注意喚起を行っています。

今後も、マニュアルの内容については随時更新していくとともに、職員の対応力の向上をめざして、マニュアルに掲載している内容を実践できるよう職員研修を行います。

『市民による啓発組織の取組』

人権問題について、市民自らが関心を持ち、考え、取り組むことにより、人権尊重の社会が実現します。市民に寄り添えるリーダーや助言する役割を担える人材を育成します。

人権啓発推進委員の活動

人権啓発推進委員協議会は、人権・同和教育及び啓発の推進に関する学識経験及び熱意を有する者の中から、市長が委嘱し構成された団体です。具体的な活動内容として、市内の就学前施設・小中学校・高等学校の職員及び市職員などとの交流研修のほか、人権に関する公開授業に参加し、授業内容について討議しています。

また、市内企業・各種団体への啓発活動を実施しています。

今後も、人権啓発推進委員のスキルアップを図るために、部落問題を中心としたあらゆる人権課題について研修を重ねるとともに、人権会議の企業部会や社会教育部会の団体との交流会を実施するなど、活動範囲の拡充に努めます。

人権擁護委員の活動

法務大臣の委嘱を受け、国民の基本的な人権が侵害されることのないように見守り、もしこれが侵害された場合には、その救済のため、速やかな処置をとるとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを任務としています。

主に、市内及び高松法務局人権擁護部での人権相談や教育施設などでの人権啓発活動、広報活動などを行っています。

また、本市が実施する人権啓発の柱となる事業であるしあわせづくり研修会の講師として人権啓発を行うなど幅広い活動を行っています。

.....人権相談窓口.....

相談窓口名称	連絡先など
東かがわ市人権推進課	電 話：0879-26-1227 F A X：0879-26-1337 月～金曜(祝・休日、年末年始を除く 8:30～17:15)
東かがわ市 人権センター大内交流館	電 話・F A X：0879-25-4349 月～金曜(祝・休日、年末年始を除く 8:30～17:15)
東かがわ市 人権センター引田交流館	電 話・F A X：0879-33-7088 月～金曜(祝・休日、年末年始を除く 9:00～15:00)

個別の人権課題への対応

(1) 性による差別

固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）など、様々な分野における男女の不平等感は依然として残っており、社会経済情勢が変化し続ける中、女性だけでなく男性にとっても、自らの意思によって多様な生き方を選択できる環境づくりが求められています。

【今後の取組】

- 男女共同参画の視点に立った意識改革の推進
- 職場における男女共同参画の促進
- 相談体制の充実

(2) 子ども

子どもの権利条約では、子どもの「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」という4つの権利を守ることが定められていますが、子どもを取り巻く実情をみると虐待・いじめ・体罰・犯罪など、子どもの権利が侵害される様々な行為が発生しています。

【今後の取組】

- 子どもの人権についての教育・啓発の推進
- 子どもの貧困、児童虐待防止に向けた対策の推進
- 相談体制の充実

(3) 高齢者

核家族化・高齢化の進展により、高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者が増加傾向にあり、離れて暮らしている家族の理解や地域の協力が必要な状況です。

重度の要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるための体制づくりが課題です。

【今後の取組】

- 高齢者の人権についての教育・啓発の推進
- 安心して暮らせる体制づくりの推進
- 生きがいづくりと社会参加の推進
- 相談体制の充実

(4) 障がい者

障がいがある人もない人も、地域社会の中で共に暮らせる社会が日常となるよう「共生社会」の理解や認識を深めることや、合理的配慮の提供をはじめ、障がい者が安心して暮らせるための生活支援が求められます。

【今後の取組】

- 障がい者の人権についての教育・啓発の推進
- 安心して暮らせる体制づくりの推進
- 自立や社会参加の推進
- 相談体制の充実

(5) 部落差別(同和問題)

同和問題は過去の問題ではなく、今なお存在する現実の課題であることを認識し、市民一人ひとりが同和問題の解決を自らの課題として受け止め、正しい理解や関心が高まるよう、より一層の教育・啓発の推進が必要です。

【今後の取組】

- 同和問題における差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進
- 人権講演会等学習の機会の充実
- 相談体制の充実

(6) 外国人

外国人であることを理由とした差別や偏見、誤解により、日常生活の中で困難を抱える場合があります。異なった文化の中で育った人々がお互いを理解し、地域社会において、共に地域を支える生活者としての多文化共生が求められています。

【今後の取組】

- 外国籍などの人の人権や多文化共生への理解促進
- 外国籍などの人に対する偏見や差別的言動の解消のための人権講演会等学習の機会の充実

(7) インターネットによる人権侵害

インターネットは便利な反面、匿名性や情報発信の容易さから個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載など人権にかかわる問題が発生しています。

【今後の取組】

- 安全で適切なインターネットの利用について知るための学習機会の提供や啓発の推進
- 人権研修会や広報などを通じて相談窓口の周知

(8) 性的少数派 (LGBTQ+)

性の多様性に関する社会的な関心が高まるにつれ、認知は進んできている一方で、いまだに偏見や差別意識は残っています。社会生活のさまざまな場面で、差別や偏見を受けることがあることから、性的指向に関わらず誰もが受容され共生できる社会の実現が求められています。

【今後の取組】

- 性的指向・性自認に関する教育・啓発の推進
- 広報やホームページを用いた情報の発信
- 相談体制の充実

(9) その他の人権課題

犯罪被害者及びその家族、刑を終えて出所した人、アイヌの人々、北朝鮮当局によって拉致された被害者、ホームレス、震災等の災害に起因する偏見、感染症患者・元患者、難病患者等、さまざまな人権課題が存在しています。

【今後の取組】

- さまざまな人権課題に関する教育・啓発の推進
- 相談体制の充実



計画の推進における各部署の取組（一部抜粋）

議会事務局	議員に対する人権教育・啓発に関する情報提供(人権啓発チラシの配布など)
総務課	市職員の人権意識の高揚及び実践力を養うための職員研修会の計画的な開催
財務課	情報セキュリティに関する職員研修の強化
戦略情報課	広報紙、ホームページなど市からの情報発信内容における人権尊重意識への配慮・発信
地域創生課	国際交流協会を中心とした国際交流事業の推進
危機管理課	災害時に特別に支援が必要な要配慮者へ配慮した対応強化
税務課	個人情報の保護
人権推進課	個人や各種団体に対して人権研修を実施することで新しい参加者の人権意識の向上の促進
市民課	すべての人の人権に配慮した窓口対応の一層の強化
福祉課	障がい者差別の解消に向けた取組の推進
こども家庭課	児童虐待予防に関する子どもの人権を尊重した支援・人権教育・啓発活動の推進と保護者への啓発
長寿保健課	介護保険及び高齢者全般の相談・支援体制の充実、関係機関との連携体制の構築
環境衛生課	環境美化委員に対しての人権教育・啓発に関する情報提供
農林水産課	農林漁業関係団体や農業委員会に対しての人権教育・啓発に関する情報提供
建設課	工事施工業者に対しての人権教育・啓発に関する情報提供
都市整備課	都市計画事業などの施行において、ユニバーサルデザイン、バリアフリーの理念など人権尊重意識に配慮した計画及び施行
会計課	指定金融機関などへの人権啓発の推進（人権に関する情報提供など）
監査委員事務局	監査委員に対しての人権教育などに関する情報の提供及び啓発推進活動
教育総務課	情報モラルの教育と教職員のスキルアップ
生涯学習課	家庭教育学級で保護者対象に人権教育の実施
保育教育課	子どもの人権に配慮した行政施策の推進
全部局共通	個人情報の保護及び管理



差別を解消することを目的とした3つの法律

2016（平成28）年、いわゆる「人権三法」とよばれる差別を解消するための3つの法律が相次いで施行されました。

差別は人の心を傷つけるだけでなく、差別行為を見た人に新たな差別意識を植え付けるなど差別の助長につながる恐れもあり、決して許されるものではありません。それぞれの法律の趣旨を正しく理解し、差別をなくしていきましょう。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす法律です。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

特定の民族や国籍の人々に対する差別意識を助長・誘発し、地域社会から排除することをおおるような不当な差別的言動の解消をめざす法律です。

部落差別の解消推進に関する法律（部落差別解消推進法）

現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴ってその状況に変化が生じてきていることを踏まえ、たうえで「部落差別は許されないもの」という認識のもと、部落差別のない社会の実現をめざす法律です。

第4次 東かがわ市人権教育・啓発に関する基本計画

概要版

2026(令和8)年4月

東かがわ市役所 総務部 人権推進課

〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847番地1

TEL (0879) 26-1227

FAX (0879) 26-1337